

品川区防犯協会補助金交付要綱

昭和40年9月30日制定

平成11年6月1日改正

平成13年3月28日改正

平成21年4月1日改正

平成27年3月27日改正

要綱第80号

要綱第107号

要綱第187号

要綱第224号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区内に存する各防犯協会（以下「補助事業者」という。）が、防犯意識の高揚や、防犯思想の普及等を図ることによって、区内の犯罪防止に努め、犯罪のない明るいまちづくりを目指すために行う事業に要する経費の一部を交付することに関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、補助事業者が次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものとする。

- 一 防犯思想の普及・広報活動
- 二 防犯対策の調査研究
- 三 パトロール等の防犯活動
- 四 青少年の非行防止と健全育成活動
- 五 高齢者の防犯活動の推進
- 六 その他防犯協力に関すること

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は補助事業者に対し、別記第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第2号様式により補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、別記第3号様式により補助金交付の決定を補助事業者に通知するものとする。

2 区長は交付の決定に際し、必要と認める条件を付することができる。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定の通知を受けたときは、区長が定める期限までに別記第4号様式により請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、その後の事情の変更により特

別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または、その決定の内容もしくはこれに付した条件変更することができる。

(変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- 一 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 二 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- 三 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は、速やかに報告し、区長の指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るため、その遂行の状況に関し区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第13条 区長は、補助事業者が提出する報告または地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずる。

2 前項の規定に違反したときは当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助対象事業終了後（または会計年度終了後）速やかに別記第5号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条の2 区長は、前条の規定による届出を受けた場合は、これを審査確認し、補助金額の確定について別記第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして補助対象事業の遂行状況および経理について検査させた場合または報告を求めた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかななければならない。

(決定の取消し)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 一 いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。
- 二 他の用途に使用したとき。
- 三 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約金)

第19条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その変換を命じたときは、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和40年9月30日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成11年6月1日から適用する。

2 改正前の品川区防犯協会補助金交付要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

様

品川区長 濱野 健

年度品川区防犯協会補助金の交付予定額について（通知）

品川区防犯協会補助金交付要綱に基づいて本年度交付予定額金 円を内示
するので、下記により申請されたい。

記

1. 申請書類 平成 年度補助金申請書（第2号様式）
2. 申請書提出期限 平成 年 月 日
3. 提出先 〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区地域振興部地域活動課生活安全担当
担当： 5742-6592

(第2号様式)

年 月 日

品川区長様

住所

氏名

年度品川区防犯協会補助金交付申請書

品川区防犯協会補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

補助金交付申請額 円

内 訳

事業内容	金額	摘要
防犯思想の普及・広報活動	円	
防犯対策の調査研究	円	
パトロール等の防犯活動	円	
青少年の非行防止と健全育成活動	円	
青少年の非行防止と健全育成活動	円	
高齢者の防犯活動の推進	円	
その他防犯協力に関すること	円	
総 額	円	

※摘要欄については、事業項目の内容を具体的に記入してください。

(添付書類)

1. 防犯協会規約および役員名簿

2. 年度事業計画書

3. 年度収支予算書

(補助金が、支出欄のいずれの項目に充当されるか明記してください)

(第3号様式)

年 月 日

様

品川区長

年度品川区防犯協会補助金の交付決定について（通知）

品川区防犯協会補助金交付要綱に基づき、本年度の補助金を下記のとおり決定したので通知します。

つきましては、同封の補助金請求書および口座振替依頼書に所要事項を記入し、押印のうえ提出してください。

記

1. 交付決定額 円

2. 提出期限 年 月 日

3. 提出先

〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区地域振興部地域活動課生活安全担当

担当： TEL03-3777-1111内線

(第4号様式)

請求書

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

但し、
年度品川区防犯協会補助金
上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住所
氏名

印

品川区長 様

平成 年 月 日

委任状

(委任者) 住所
氏名

印

私は下記の者を代理人と定め、
年度品川区防犯協会補助金の受領
に関する権限を委任します。

記

(受任者) 住所
氏名

印

(第5号様式)

年 月 日

品川区長様

住所
氏名

年度品川区防犯協会補助金事業実績報告書

年度品川区防犯協会補助金の支出実績は下記のとおりです。

記

補助金交付申請額 円
内 訳

事業内容	金額	摘要
防犯思想の普及・広報活動	円	
防犯対策の調査研究	円	
パトロール等の防犯活動	円	
青少年の非行防止と健全育成活動	円	
高齢者の防犯活動の推進	円	
その他防犯協力に関すること	円	
総 額	円	

※摘要欄については、事業項目の内容を具体的に記入してください。

(添付書類)

1. 年度事業報告書
2. 年度収支決算書 (補助金が、支出欄のいずれの項目に充当されたか明記してください)

(第6号様式)

年 月 日

様

品川区長

印

年度品川区防犯協会補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付で提出された補助金事業実績報告書について、品川区防犯協会補助金交付要綱に基づいて審査した結果、下記のとおり 年度の補助金額を確定したので通知します。

記

交付確定金額 円

交付済金額 円

差引金額 円

問い合わせ

品川区地域振興部地域活動課生活安全担当

担当： TEL 03-3777-1111内線